

平成 21 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社リオチェーンホールディングス

代表者名 代表取締役社長 横山 卓幸
(コード番号 9834 名証第二部)

問合せ先 管理部部長 若山 謙

電 話 (052) 324-0500 (代表)

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 27 日開催の取締役会において、株式会社幸進（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本決議は下記に記載するとおり、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者、株式会社アサヒリオ及び株式会社リオ横山ホールディングス（以下「公開買付者等」といいます。）が所有する当社株式を除く、当社の発行済株式の全部（自己株式を除きます。）を取得する予定であること、及びその後当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 21 年 7 月 27 日現在)

(1) 商 号	株式会社幸進	
(2) 主 な 事 業 内 容	当社の株式等の取得及び保有等を主たる事業の内容としております。	
(3) 設 立 年 月 日	平成 21 年 6 月 23 日	
(4) 本 店 所 在 地	名古屋市中区平和一丁目 15 番 27 号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 横山 和幸、代表取締役 横山 卓幸	
(6) 資 本 金 の 額	100 万円	
(7) 大株主及び持株比率	横山 和幸 75%、横山 卓幸 25%	
(8) 買付者と当社の関係等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	当社の代表取締役会長である横山和幸及び代表取締役社長である横山卓幸が公開買付者の代表取締役を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 21 年 7 月 27 日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式の取得を目的とした公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の実施について、下記(3)及び(4)に記載の通り、賛同の意を表明することを決議いたしました。従って、当社は当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することをお勧めします。

(2) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在において、当社の代表取締役会長である横山和幸及び当社の代表取締役社長である横山卓幸がそれぞれ議決権の 75.00%及び 25.00%を有している株式会社です。なお、横山和幸及び横山卓幸は公開買付者の代表取締役に就任しております。

公開買付者は、当社の発行済株式（以下「当社株式」といいます。）のうち、当社の筆頭株主である株式会社アサヒリオ（所有株式数：4,124,970 株、当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）：30.71%）及び第 2 位株主である株式会社リオ横山ホールディングス（所有株式数：2,695,732 株、株式所有割合：20.07%）が所有する株式を除く、全ての当社株式（自己株式を除く）を取得することにより、当社を非上場化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注）である本取引の一環として行われるものであり、当社の取締役会の賛同のもと、友好的に当社株式を取得するために法に基づいて行われるものです。なお、当社の代表取締役会長である横山和幸、代表取締役社長である横山卓幸及びその他の経営陣は、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたる予定です。

公開買付者は、当社の代表取締役会長であり、公開買付者と特別資本関係を有し、かつその代表取締役でもある横山和幸氏（所有株式数：582,058 株、株式所有割合：4.33%）及び当社の代表取締役社長であり、公開買付者と特別資本関係を有し、かつその代表取締役でもある横山卓幸氏（所有株式数：559,208 株、株式所有割合：4.16%）からその所有する全ての当社株式について本公開買付けに応募する旨の同意を得ており、それぞれ平成 21 年 7 月 27 日付でその旨の「応募確認書」を取得しております。また、公開買付者は、株式会社アサヒリオ及び株式会社リオ横山ホールディングスとの間で、本公開買付けに応募しない旨の合意をしており、さらに、本公開買付けの成立を条件として、当社株式の議決権その他の権利について共同して行使することに合意しております。

公開買付者は、買付予定数の下限（3,650,000 株）を設定しており、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が当該下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般的に対象企業の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、金融投資家等と共同して資金を出資して、対象企業の株式を取得する取引をいいます。

(3) 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、昭和 44 年 4 月、ボランティアチェーン組織を運営するため、横山株式会社（現商号株式会社リオ横山ホールディングス）から分離独立し、「株式会社リオボランティアチェーン」として設立されました。昭和 46 年 12 月、商号を株式会社リオチェーンと変更し、横山株式会

社より直営店 10 店舗を譲り受け本格的なチェーン展開による営業を開始しました。昭和 49 年 10 月、中国地区進出第 1 号店として広島市に広島店を開設、昭和 51 年 6 月、九州地区進出第 1 号店として福岡市に福岡店を開設、昭和 54 年 11 月、四国地区進出第 1 号店として松山市に松山店を開設、昭和 55 年 3 月、北陸地区進出第 1 号店として高岡市に高岡店を開設、昭和 57 年 3 月、北海道地区進出第 1 号店として札幌市に札幌店を開設、昭和 60 年 4 月、株式会社エルベンスと合併し、同社の直営店 2 店舗を取得しました。平成元年 3 月、名古屋証券取引所市場第二部に株式上場を果たし、その後、POS 端末を全店に設置、スタイル別仕入を開始するなど順次事業領域を拡大してまいりました。また、平成 5 年 3 月、名古屋市名東区に初の物流センターを開設し本格稼働いたしました。平成 8 年 9 月、ミセス専門店の株式会社マルティースと合併し、ミセスのチェーン展開を開始、平成 8 年 12 月、クレドソルススタイル専門店「クレドソル」の 1 号店を開設し、新業態店舗の開発を行い、平成 9 年 3 月、従来のアイテム別仕入から変更し、スタイル別仕入をスタートしました。平成 15 年 9 月、カジュアルスタイル専門店「C.D.S」の 1 号店を開設、平成 15 年 12 月、ベーシック・エレガンススタイル専門店「エルベンス」1 号店を開設、平成 17 年 2 月、OL・ヤングミセスを対象としたカジュアルスタイル専門店「en face（アンファス）」の 1 号店を開設しました。平成 20 年 9 月、持株会社制への移行により、リオチェーングループの純粋持株会社となり、商号を株式会社リオチェーンホールディングスに変更し、同時に店舗運営事業を新設分割により株式会社リオチェーン（連結子会社）に承継しました。

また近年、商品面では、ファッション性とともにも品質面にも配慮した商品開発に注力するとともに、シーズンごとの重点商品を明確に打ち出し、お客様がトータルコーディネートを楽しんでいただける商品展開をしてまいりました。店舗面では、専門店としてカスタマーのみなさまにご満足いただける店舗づくりを目指し、展開する 6 業態において立地特性に合わせた合理的な出店を進めてまいりました。

しかしながら、わが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱等の影響から、企業収益は低下し、個人消費は低迷するなど、景気の後退感は一層強まってまいりました。当社を取り巻く婦人服専門店業界の事業環境におきましても、お客様の生活防衛意識の高まりにより消費マインドは冷え込んでおり、極めて厳しいものとなっております。また、店舗構造的には、SC（ショッピングセンター）などのオーバーストア化により 1 店舗当たりの売上が減少するなど、企業間競争は一段と激化することが予想されます。

かかる厳しい経営環境の中、ファッション専門点を展開するチェーンの中にも、1 店舗当たりの保証金を抑えたローコスト出店を実現している専門店チェーンも現れてきており、それに比べて、当社の 1 店舗当たりの保証金は高く、また、店舗年齢も比較的長く、赤字かつ成長の見込まれない店舗が多い状況にあり、このような不採算店舗につきましては、大胆なスクラップが必要な状況であります。また、商品開発面では、現状の当社は、お客様のニーズを先取りした商品開発が出来ておらず、前年商品をすべて自己否定し、競争激化に打ち勝てるよう、従来の事業モデルを大きく変更する必要に迫られております。

昨今、少子高齢化や消費不振の深刻化で、他社との提携や M&A（合併・買収）など小売業界の再編機運が高まっています。消費市場が縮む一方、店舗や企業の淘汰が進まず、供給過剰状態が続いていることもあり、ファッション関連企業の M&A 案件も多くなっています。当社にとっても M&A は今後の成長を左右する大変重要な事業戦略の一つと考えていますが、実行する際には、短期的な業績推移にとらわれることなく、中長期的な視野に立脚した経営戦略の下で実行していく必要があると考えます。

また、当社は、平成元年 3 月に名古屋証券取引所市場第二部に株式上場を果たし、資本市場か

らの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、人材採用の際の知名度向上、顧客及び取引先の皆様に対する信用度の向上等、これまで様々なメリットを享受してきたと考えております。しかしながら、当社の現在の財務状況に鑑みると、エクイティ・ファイナンスを行う必要性は当面考えにくく、また、当社は長年事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力もすでに相当備わっており、今後、株式の上場を維持することにより享受するメリットは少ないものと考えております。また、近年、資本市場に対する各種規制の急激な強化に伴って、株式の上場を維持するための必要なコスト(株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等)が増大しており、かかるコストは今後も増すことが予想されます。

かかる課題を踏まえ、当社は、ファッション業界における市場環境の急激な変化、競争激化の中で、生き残り、成長していくためには、中長期的な経営方針、経営戦略に基づく抜本的な経営改革が喫緊に必要と考えております。具体的には、競合店との店舗差別化や各店舗における顧客ターゲットの絞込み、新鮮かつ大胆なマーチャンダイジング、不採算店舗のリニューアルやスクラップ、シナジー効果のある同業他社へのM&A、人員配置の見直しや大幅な組織変更や再編等を推し進める予定です。他方で、かかる経営改革を実行する過程においては、短期的にせよ先行投資や関連費用が相当額発生し、これらに伴う業績変動が株価にネガティブな影響を与え、結果として多数の一般株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性を否定できません。

よって、かかる経営改革に伴い発生するリスクを当社の一般株主が負担することを回避するとともに、この中長期的な視野に立った経営戦略を、短期的な業績の変動に左右されることなく、可及的速やかに実行する体制を整備するためには、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法にて当社の非上場化を行うことが最善であると判断し、また、これを実施することが、当社の企業価値を最大化するためには必要不可欠であると判断いたしました。

当社においても、下記(4)に記載の通り、本公開買付けにおける買付価格は当社の株主の皆様にとって適正なものであり、本公開買付けは当社の株主の皆様にとって合理的な売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。

(4) 買付価格の評価の公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を確保するために、主に以下のような事項を考慮いたしました。

①独立した第三者算定機関からの算定書を取得

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社ホロニックコンサルティング(代表者:公認会計士 野田勇司。以下「ホロニックコンサルティング」といいます。)に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として当社株式価値の評価を依頼し、平成21年7月23日に「株式価値評価書」の提出を受けました。

ホロニックコンサルティングは、当社の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考えた結果、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)、類似会社比較法、及び市場株価法による評価を実施しました。その結果は以下のとおりです。

DCF法では、当社の事業計画等の諸要素を前提とし、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を次のように算定しています。

1)会社計画によった場合・・・0円

2)決算短信による（平成21年7月14日公表）今期業績予測が今後とも継続するとした場合
・・・1,028～1,051円

3)上記2)の今期業績予測に対して、更に過去5年間の売上傾向が今後とも継続するとした
場合・・・0円

類似会社比較法では、当社と類似の事業を営む他の公開企業の市場株価と財務数値から得られる倍率を当社の財務数値に乗じることにより当社の株式価値を評価し、株式価値の範囲を673円～923円と算定しています。

市場株価法では、公開企業を前提として、当社の一定期間における市場株価の平均値をもって株式価値を評価する方法とし、平成21年7月22日を算定基準日に、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値及び出来高加重平均値（VWAP）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を310円～343円と算定しています。

公開買付者は、上記の「株式価値評価書」を参考資料に、恣意性がなく客観性に優れているという点で不特定多数の株主に理解を得られやすい市場株価法による算定結果を中心にその他の算定結果を加味し、また過去の公開買付けの類似事例において市場株価に付与されたプレミアム水準、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付け成立の見通し、当社株式の長期的視点による過去の市場株価動向等について総合的に勘案し、当社と協議・交渉した結果を踏まえ、平成21年7月24日に本公開買付価格を1株当たり480円と決定いたしました。なお、上記DCF法による算定結果については、一定の仮定毎に将来予測を行っており結果にばらつきがあるため、参考情報として取り扱っております。本公開買付価格は、当社株式の名古屋証券取引所における平成21年7月24日の終値395円に対して約21.52%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年7月24日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値352円（小数点以下を四捨五入）に対して約36.36%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年7月24日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値313円（小数点以下を四捨五入）に対して約53.35%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年7月24日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値320円（小数点以下を四捨五入）に対して約50.00%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

一方、当社取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び当社から独立した第三者機関であるセレンディップ・コンサルティング株式会社（代表者：公認会計士 高村徳康。以下「セレンディップ・コンサルティング」といいます。）より、当社の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として当社の株式価値に関する「株式価値算定報告書」を取得しております。

セレンディップ・コンサルティングは当該算定報告書において、当社の株式価値を算定するにあり、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、DCF法、類似会社比較法、及び市場株価法による分析を行いました。各手法における当社1株当たりの算定結果と、総合評価は以下のとおりです。DCF法では、当社の事業計画、当社を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を205円と算定しています。

類似会社比較法では、当社と類似の事業を営む上場会社（上場類似会社）の市場株価と上場類似

会社の財務諸表から得られる指標を比較し、当該指標を参考にして当社の株価を評価することにより、株式価値の範囲を 700 円～819 円と算定しています。

市場株価法では、当社株価の算定基準日を平成 21 年 7 月 22 日として、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、及び 1 ヶ年の各期間の出来高加重平均値（VWAP）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 317 円～358 円と算定しています。

総合評価としての当社 1 株当たりの株式価値は、各算定方法から算出された 1 株当たりの株式価値を単純平均して 407 円～460 円と算定しております。

当社取締役会は、当該算定結果を参考に、買付け等の価格の妥当性について検討を重ねて参りました。

②独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、当社及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである小川総合法律特許事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。当社の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが当社の企業価値の向上につながるものであるか、取締役による恣意的な判断がなされないよう、意思決定過程における透明性、合理性が確保されているか、慎重に検討を行いました。

③取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成 21 年 7 月 27 日開催の取締役会において、上記①の算定結果を参考とした上で、小川総合法律特許事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、買付価格の妥当性や本公開買付けに関する諸条件について、当社の財務状況、事業環境、株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の中長期的な企業価値向上に寄与するものであるとともに、当社の株主に対して合理的な価格による当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

本取引に関連して開催された当社の取締役会においては、当社の代表取締役会長である横山和幸氏及び代表取締役社長である横山卓幸氏は、公開買付者の株主兼代表取締役であり、利益相反の恐れがあることから、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成 21 年 7 月 27 日開催の当社取締役会には、横山和幸氏及び横山卓幸氏以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。さらに、当社の取締役会に出席した監査役は、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最低期間が 20 営業日であるところ 30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主の皆様の本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外が当社株式への買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と当社との間で、他の買付者による当社株式の買付けを阻害するような合意は存在しておらず、買付価格の適正性を客観的にも担保していると考えております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

本公開買付けが成立した場合、公開買付者、株式会社アサヒリオ及び株式会社リオ横山ホー

ルディングス（以下「公開買付者等」といいます。）は、併せて当社の発行済株式総数（自己株式を除きます）の3分の2を超える株式を取得することになりますが、公開買付者等の所有する株式と併せて、自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、当社の株主の皆様に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者等が当社株式の全部（自己株式を除きます。）を所有することとなるよう必要な手続き（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を行う予定です。

この場合の本完全子会社化手続として、公開買付者は、①当社において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の当社株式を交付すること、及び上記①ないし③を付議議案に含む定時又は臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催することを当社に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本株主総会において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記の手続を行う場合の実施の詳細・時期は現時点では未定です。

本公開買付けが完了し、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、公開買付者等は本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の当社株式が交付されることとなります。当社の株主に対価として交付されるべき別個の種類の当社株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。また、当社の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される当社株式の数は本日現在未定ですが、公開買付者等が当社の全ての発行済株式を所有することとなるよう、公開買付者は、当社に、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、当社株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の当社株式の上場申請は行われたい予定です。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所

が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

本公開買付けは、本株主総会又は本種類株主総会における本完全子会社化手続に関する当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

公開買付者は、上記①乃至③の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者等による当社株式の所有割合及び公開買付者等以外の当社株主の当社株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を当社に対して要請する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者は、公開買付者等の所有に係る当社株式数の合計が、当社の発行済株式(自己株式を除きます。)の総数となるよう、公開買付者等以外の当社の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、当社に要請することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準に算定される予定です。以上における具体的な手続については、当社と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

本公開買付け、上記手続における税務上の取り扱いについては、株主各位の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社の株式は名古屋証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、名古屋証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合には、当社の株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載の手続きに従い、公開買付者等が当社の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には当社の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は当社の株式を名古屋証券取引所において取引することはできません。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の代表取締役会長であり、公開買付者と特別資本関係を有し、かつその代表取締役でもある横山和幸氏(所有株式数: 582, 058 株、株式所有割合: 4. 33%)及び当社の代表取締役社長であり、公開買付者と特別資本関係を有し、かつその代表取締役でもある横山卓幸氏(所有株式数: 559, 208 株、株式所有割合: 4. 16%)からその所有する全ての当社株式について本公開買付けに応募する旨の同意を得ており、それぞれ平成 21 年 7 月 27 日付でその旨の「応募確認書」を取得しております。また、公開買付者は、株式会社アサヒリオ及び株式会社リオ横山ホールディングスとの間で、本公開買付けに応募しない旨の合意をしており、さらに、本公開買付けの成立を条件として、当社株式の議決権その他の権利について共同して行使することに合意しております。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

※ 公開買付者による当社株式の買付け等の概要につきましては、添付資料「株式会社リオチェーンホールディングス株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご確認下さい。

以 上

(添付資料)

平成 21 年 7 月 27 日

各 位

会社名 株式会社幸進
代表者 代表取締役 横山 卓幸
問合せ先 伊藤 義樹
(TEL 052-321-2331)

株式会社リオチェーンホールディングス株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社幸進（以下、「公開買付者」といいます。）は、株式会社リオチェーンホールディングス（コード番号 9834 名古屋証券取引所、以下、「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在において、対象者の代表取締役会長である横山和幸及び対象者の代表取締役社長である横山卓幸がそれぞれ議決権の 75.00%及び 25.00%を有している株式会社です。なお、横山和幸及び横山卓幸は公開買付者の代表取締役に就任しております。

公開買付者は、対象者の発行済株式（以下「対象者株式」といいます。）のうち、対象者の筆頭株主である株式会社アサヒリオ（所有株式数：4,124,970 株、対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）：30.71%）及び第 2 位株主である株式会社リオ横山ホールディングス（所有株式数：2,695,732 株、株式所有割合：20.07%）が所有する株式を除く、全ての対象者株式（自己株式を除く）を取得することにより、対象者を非上場化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注）である本取引の一環として行われるものであり、対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式を取得するために法に基づいて行われるものです。なお、対象者の代表取締役会長である横山和幸、代表取締役社長である横山卓幸及びその他の経営陣は、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたる予定です。

公開買付者は、対象者の代表取締役会長であり、公開買付者と特別資本関係を有し、かつその代表取締役でもある横山和幸氏（所有株式数：582,058 株、株式所有割合：4.33%）及び対象者の代表取締役社長であり、公開買付者と特別資本関係を有し、かつその代表取締役でもある横山卓幸氏（所有株式数：559,208 株、株式所有割合：4.16%）からその所有する全ての対象者株式について本公開買付けに応募する旨の同意を得ており、それぞれ平成 21 年 7 月 27 日付でその旨の「応募確認書」を取得しております。また、公開買付者は、株式会社アサヒリオ及び株式会社リオ横山ホールディングスとの間で、本公開買付けに応募しない旨の合意をしており、さらに、本公開買付けの成立を条件として、対象者株式の議決権その他の権利について共同して行使することに合意しております。

公開買付者は、買付予定数の下限（3,650,000 株）を設定しており、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が当該下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注) マネジメント・バイアウト (MBO) とは、一般的に対象企業の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、金融投資家等と共同して資金を出資して、対象企業の株式を取得する取引をいいます。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

対象者は、昭和 44 年 4 月、ボランティアチェーン組織を運営するため、横山株式会社（現商号株式会社リオ横山ホールディングス）から分離独立し、「株式会社リオボランティアチェーン」として設立されました。昭和 46 年 12 月、商号を株式会社リオチェーンと変更し、横山株式会社より直営店 10 店舗を譲り受け本格的なチェーン展開による営業を開始しました。昭和 49 年 10 月、中国地区進出第 1 号店として広島市に広島店を開設、昭和 51 年 6 月、九州地区進出第 1 号店として福岡市に福岡店を開設、昭和 54 年 11 月、四国地区進出第 1 号店として松山市に松山店を開設、昭和 55 年 3 月、北陸地区進出第 1 号店として高岡市に高岡店を開設、昭和 57 年 3 月、北海道地区進出第 1 号店として札幌市に札幌店を開設、昭和 60 年 4 月、株式会社エルベンスと合併し、同社の直営店 2 店舗を取得しました。平成元年 3 月、名古屋証券取引所市場第二部に株式上場を果たし、その後、POS 端末を全店に設置、スタイル別仕入を開始するなど順次事業領域を拡大してまいりました。また、平成 5 年 3 月、名古屋市名東区に初の物流センターを開設し本格稼働いたしました。平成 8 年 9 月、ミセス専門店の株式会社マルティーンと合併し、ミセスのチェーン展開を開始、平成 8 年 12 月、クレドソルスタイル専門店「クレドソル」の 1 号店を開設し、新業態店舗の開発を行い、平成 9 年 3 月、従来のアイテム別仕入から変更し、スタイル別仕入をスタートしました。平成 15 年 9 月、カジュアルスタイル専門店「C.D.S」の 1 号店を開設、平成 15 年 12 月、ベージュ・エレガンススタイル専門店「エルベンス」1 号店を開設、平成 17 年 2 月、OL・ヤングミセスを対象としたカジュアルスタイル専門店「en face (アンファス)」の 1 号店を開設しました。平成 20 年 9 月、持株会社制への移行により、リオチェーングループの純粋持株会社となり、商号を株式会社リオチェーンホールディングスに変更し、同時に店舗運営事業を新設分割により株式会社リオチェーン（連結子会社）に承継しました。

また近年、商品面では、ファッション性ととも品質面にも配慮した商品開発に注力するとともに、シーズンごとの重点商品を明確に打ち出し、お客様がトータルコーディネートを楽しんでいただける商品展開をしてまいりました。店舗面では、専門店としてカスタマーのみなさまにご満足いただける店舗づくりを目指し、展開する 6 業態において立地特性に合わせた合理的な出店を進めてまいりました。

しかしながら、わが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱等の影響から、企業収益は低下し、個人消費は低迷するなど、景気の後退感は一層強まってまいりました。対象者を取り巻く婦人服専門店業界の事業環境におきましても、お客様の生活防衛意識の高まりにより消費マインドは冷え込んでおり、極めて厳しいものとなっております。また、店舗構造的には、SC（ショッピングセンター）などのオーバーストア化により 1 店舗当たりの売上高が減少するなど、企業間競争は一段と激化することが予想されます。

かかる厳しい経営環境の中、ファッション専門店を展開するチェーンの中にも、1 店舗当たりの保証金を抑えたローコスト出店を実現している専門店チェーンも現れてきており、それに比べて、対象者の 1 店舗当たりの保証金は高く、また、店舗年齢も比較的古く、赤字かつ成長の見込まれない店舗が多い状況にあり、このような不採算店舗につきましては、大胆なスクラップが必要な状況であります。また、商品開発面では、現状の対象者は、お客様のニーズを先取りした商品開発が出来ておらず、前年商品をすべて自己否定し、競争激化に打ち勝てるよう、従来の事業モデルを大きく変更する必要に迫られております。

昨今、少子高齢化や消費不振の深刻化で、他社との提携や M&A（合併・買収）など小売業界の再編機運が高まっています。消費市場が縮む一方、店舗や企業の淘汰が進まず、供給過剰状態が続いていることもあり、ファッション関連企業の M&A 案件も多くなっています。対象者にとっても M&A は今後の成長を左右する大変重要な事業戦略の一つと考えていますが、実行する際には、短期的な業績推移にとらわれ

ることなく、中長期的な視野に立脚した経営戦略の下で実行していく必要があると考えます。

また、対象者は、平成元年3月に名古屋証券取引所市場第二部に株式上場を果たし、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、人材採用の際の知名度向上、顧客及び取引先の皆様に対する信用度の向上等、これまで様々なメリットを享受してきたと考えております。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると、エクイティ・ファイナンスを行う必要性は当面考えにくく、また、対象者は長年事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力もすでに相当備わっており、今後、株式の上場を維持することにより享受するメリットは少ないものと考えております。また、近年、資本市場に対する各種規制の急激な強化に伴って、株式の上場を維持するための必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）が増大しており、かかるコストは今後も増すことが予想されます。

かかる課題を踏まえ、対象者は、ファッション業界における市場環境の急激な変化、競争激化の中で、生き残り、成長していくためには、中長期的な経営方針、経営戦略に基づく抜本的な経営改革が喫緊に必要と考えております。具体的には、競合店との店舗差別化や各店舗における顧客ターゲットの絞込み、新鮮かつ大胆なマーチャンダイジング、不採算店舗のリニューアルやスクラップ、シナジー効果のある同業他社へのM&A、人員配置の見直しや大幅な組織変更や再編等を推し進める予定です。他方で、かかる経営改革を実行する過程においては、短期的にせよ先行投資や関連費用が相当額発生し、これらに伴う業績変動が株価にネガティブな影響を与え、結果として多数の一般株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性を否定できません。

よって、かかる経営改革に伴い発生するリスクを対象者の一般株主が負担することを回避するとともに、この中長期的な視野に立った経営戦略を、短期的な業績の変動に左右されることなく、可及的速やかに実行する体制を整備するためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法にて対象者の非上場化を行うことが最善であると判断し、また、これを実施することが、対象者の企業価値を最大化するためには必要不可欠であると判断いたしました。

（3）買付価格の評価の公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を確保するために、主に以下のような事項を考慮いたしました。

①独立した第三者算定機関からの算定書を取得

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社ホロニックコンサルティング（代表者：公認会計士 野田勇司。以下「ホロニックコンサルティング」といいます。）に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式価値の評価を依頼し、平成21年7月23日に「株式価値評価書」の提出を受けました。ホロニックコンサルティングは、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考えた結果、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）、類似会社比較法、及び市場株価法による評価を実施しました。その結果は以下のとおりです。

DCF法では、対象者の事業計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を次のように算定しています。

1) 会社計画による場合・・・0円

2) 決算短信による（平成21年7月14日公表）今期業績予測が今後とも継続するとした場合

・・・1,028～1,051 円

3) 上記 2) の今期業績予測に対して、更に過去 5 年間の売上傾向が今後とも継続するとした場合

・・・0 円

類似会社比較法では、対象者と類似の事業を営む他の公開企業の市場株価と財務数値から得られる倍率を対象者の財務数値に乗じることにより対象者の株式価値を評価し、株式価値の範囲を 673 円～923 円と算定しています。

市場株価法では、公開企業を前提として、対象者の一定期間における市場株価の平均値をもって株式価値を評価する方法とし、平成 21 年 7 月 22 日を算定基準日に、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値及び出来高加重平均値（VWAP）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 310 円～343 円と算定しています。

公開買付者は、上記の「株式価値評価書」を参考資料に、恣意性がなく客観性に優れているという点で不特定多数の株主に理解を得られやすい市場株価法による算定結果を中心にその他の算定結果を加味し、また過去の公開買付けの類似事例において市場株価に付与されたプレミアム水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付け成立の見通し、対象者株式の長期的視点による過去の市場株価動向等について総合的に勘案し、対象者と協議・交渉した結果を踏まえ、平成 21 年 7 月 24 日に本公開買付価格を 1 株当たり 480 円と決定いたしました。なお、上記 DCF 法による算定結果については、一定の仮定毎に将来予測を行っており結果にばらつきがあるため、参考情報として取り扱っております。本公開買付価格は、対象者株式の名古屋証券取引所における平成 21 年 7 月 24 日の終値 395 円に対して約 21.52%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 7 月 24 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 352 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 36.36%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 7 月 24 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 313 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 53.35%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 7 月 24 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 320 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 50.00%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

一方、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の 1 つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者機関であるセレンディップ・コンサルティング株式会社（代表者：公認会計士 高村徳康。以下「セレンディップ・コンサルティング」といいます。）より、対象者の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として対象者の株式価値に関する「株式価値算定報告書」を取得しております。

セレンディップ・コンサルティングは当該算定報告書において、対象者の株式価値を算定するにあり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、DCF 法、類似会社比較法、及び市場株価法による分析を行いました。各手法における対象者 1 株当たりの算定結果と、総合評価は以下のとおりです。

DCF 法では、対象者の事業計画、対象者を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 205 円と算定しています。

類似会社比較法では、対象者と類似の事業を営む上場会社（上場類似会社）の市場株価と上場類似会社の財務諸表から得られる指標を比較し、当該指標を参考にして対象者の株価を評価することにより、株式価値の範囲を 700 円～819 円と算定しています。

市場株価法では、対象者株価の算定基準日を平成 21 年 7 月 22 日として、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、及び 1 ヶ年の各期間の出来高加重平均値（VWAP）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 317 円～358 円と算定しています。

総合評価としての対象者 1 株当たりの株式価値は、各算定方法から算出された 1 株当たりの株式価値を単純平均して 407 円～460 円と算定しております。

対象者取締役会は、当該算定結果を参考に、買付け等の価格の妥当性について検討を重ねて参りました。

②独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、対象者及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである小川総合法律特許事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会的意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。対象者の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上につながるものであるか、取締役による恣意的な判断がなされないよう、意思決定過程における透明性、合理性が確保されているか、慎重に検討を行いました。

③取締役及び監査役全員の承認

対象者は、平成 21 年 7 月 27 日開催の取締役会において、上記①の算定結果を参考とした上で、小川総合法律特許事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、買付価格の妥当性や本公開買付けに関する諸条件について、対象者の財務状況、事業環境、株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的な価格による対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

本取引に関連して開催された対象者の取締役会においては、対象者の代表取締役会長である横山和幸氏及び代表取締役社長である横山卓幸氏は、公開買付者の株主兼代表取締役であり、利益相反の恐れがあることから、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成 21 年 7 月 27 日開催の対象者取締役会には、横山和幸氏及び横山卓幸氏以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。さらに、対象者の取締役会に出席した監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最低期間が 20 営業日であるところ 30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主の皆様にも本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外が対象者株式への買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者との間で、他の買付者による対象者株式の買付けを阻害するような合意は存在しておらず、買付価格の適正性を客観的にも担保していると考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者、株式会社アサヒリオ及び株式会社リオ横山ホールディングス(以下「公開買付者等」といいます。)は、併せて対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます)の 3 分の 2 を超える株式を取得することになりますが、公開買付者等の所有する株式と併せて、自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、対象者の株主の皆様に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者等が対象者株式の全部(自己株式を除きます。)を所有することとなるよう必要な手続き(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を行う予定です。

この場合の本完全子会社化手続として、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別個の種類の

株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付すること、及び上記①ないし③を付議議案に含む定時又は臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記の手続を行う場合の実施の詳細・時期は現時点では未定です。

本公開買付けが完了し、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、公開買付者等は本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別個の種類の対象者株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。また、対象者の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される対象者株式の数は本日現在未定ですが、公開買付者等が対象者の全ての発行済株式を所有することとなるよう、公開買付者は、対象者に、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外を対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの（i）又は（ii）の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

本公開買付けは、本株主総会又は本種類株主総会における本完全子会社化手続に関する対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

公開買付者は、上記①乃至③の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者等による対象者株式の所有割合及び公開買付者等以外を対象者株主の対象者株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を対象者に対して要請する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者は、公開買付者等の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう、公開買付者等以外を対象者の株主に対して

最終的に現金を交付する方法を採用するよう、対象者に要請することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準に算定される予定です。以上における具体的な手続きについては、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

本公開買付け、上記手続きにおける税務上の取り扱いについては、株主各位の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の株式は名古屋証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、名古屋証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合には、対象者の株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載の手続きに従い、公開買付者等が対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には対象者の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者の株式を名古屋証券取引所において取引することはできません。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の概要

(平成 21 年 7 月 27 日)

①	商 号	株式会社リオチェーンホールディングス	
②	主 な 事 業 内 容	婦人服小売業（当該事業は主に子会社を通じて行っております）	
③	設 立 年 月 日	昭和 44 年 4 月 14 日	
④	本 店 所 在 地	愛知県名古屋市中区平和一丁目 1 番 20 号	
⑤	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役会長 横山 和幸 代表取締役社長 横山 卓幸	
⑥	資 本 金 の 額	2,127,500 千円（平成 21 年 2 月 28 日現在）	
⑦	大株主構成及び持株比率 （平成 21 年 2 月 28 日現在）	株式会社アサヒリオ 株式会社リオ横山 株式会社三菱東京UFJ銀行 横山 和幸 横山 卓幸 株式会社大垣共立銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティ ジヤスデツク アカウント（常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行） 横山 章一 リオチェーン取引先持株会 モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク （常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社）	30.71% 19.31% 4.98% 4.29% 4.12% 3.44% 2.97% 2.55% 2.40% 2.23%
⑧	公開買付者と対象者の関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	対象者の代表取締役会長である横山和幸氏及び代表取締役社長である横山卓幸氏が公開買付者の代表取締役を兼務しております。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 7 月 28 日（火曜日）から平成 21 年 9 月 7 日（月曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

1 株につき 金 480 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定にあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社ホロニックコンサルティング（代表者：公認会計士 野田勇司。以下「ホロニックコンサルティング」といいます。）が平成 21 年 7 月 23 日に提出した「株式価値評価書」を参考に検討いたしました。

ホロニックコンサルティングは、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考えた結果、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）、類似会社比較法、及び市場株価法による評価を実施しました。その結果は以下のとおりです。

DCF 法では、対象者の事業計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を次のように算定しています。

1) 会社計画によった場合・・・0 円

2) 決算短信による（平成 21 年 7 月 14 日公表）今期業績予測が今後とも継続するとした場合
・・・1,028～1,051 円

3) 上記 2) の今期業績予測に対して、更に過去 5 年間の売上傾向が今後とも継続するとした場合
・・・0 円

類似会社比較法では、対象者と類似の事業を営む他の公開企業の市場株価と財務数値から得られる倍率を対象者の財務数値に乘じることにより対象者の株式価値を評価し、株式価値の範囲を 673 円～923 円と算定しています。

市場株価法では、公開企業を前提として、対象者の一定期間における市場株価の平均値をもって株式価値を評価する方法とし、平成 21 年 7 月 22 日を算定基準日に、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値及び出来高加重平均値（VWAP）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 310 円～343 円と算定しています。

公開買付者は、上記の「株式価値評価書」を参考資料に、恣意性がなく客観性に優れているという点で不特定多数の株主に理解を得られやすい市場株価法による算定結果を中心にその他の算定結果を加味し、また過去の公開買付けの類似事例において市場株価に付与されたプレミアム水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付け成立の見通し、対象者株式の長期的視点による過去の市場株価動向等について総合的に勘案し、対象者と協議・交渉した結果を踏まえ、平成 21 年 7 月 24 日に本公開買付価格を 1 株当たり 480 円と決定いたしました。なお、上記 DCF 法による算定結果については、一定の仮定毎に将来予測を行っており結果にばらつきがあるため、参考情報として取り扱っております。本公開買付価格は、対象者株式の名古屋証券取引所における平成 21 年 7 月 24 日の終値 395 円に対して約 21.52%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 7 月 24 日までの過去 1 ヶ月間の終

値の単純平均値 352 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 36.36%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 7 月 24 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 313 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 53.35%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 7 月 24 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 320 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 50.00%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

② 算定の経緯

1. 買付価格の決定に至る過程

公開買付者の代表取締役を務める横山和幸及び横山卓幸は、対象者の中長期的な企業価値の向上には、本取引による非上場化が必要であると判断し、平成 21 年 5 月頃から、本公開買付けに関する具体的な検討を開始いたしました。

そこで、公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、平成 21 年 6 月、ホロニックコンサルティングに対し、対象者の株式価値の評価を依頼し、平成 21 年 7 月 23 日付で、「株式価値評価書」を受領しています。ホロニックコンサルティングは、採用すべき算定手法を検討の上、DCF 法、類似会社比較法、及び市場価格法による評価を実施しました。

その結果は下記の通りです。

・DCF 法

1) 会社計画によった場合・・・0 円

2) 決算短信による（平成 21 年 7 月 14 日公表）今期業績予測が今後とも継続するとした場合
・・・1,028～1,051 円

3) 上記 2) の今期業績予測に対して、更に過去 5 年間の売上傾向が今後とも継続するとした場合
・・・0 円

・類似会社比較法：673 円～923 円

・市場株価法：310 円～343 円

公開買付者は、上記株式価値算定書の各手法の算定結果を参考に、恣意性がなく客観性に優れているという点で不特定多数の株主に理解を得られやすい市場株価法による算定結果を中心にその他の算定結果を加味し、また過去の公開買付けの類似事例において市場株価に付与されたプレミアム水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付け成立の見通し、対象者株式の長期的視点による過去の市場株価動向等について総合的に勘案し、対象者と協議・交渉した結果を踏まえ、平成 21 年 7 月 24 日に本公開買付け価格を 1 株当たり 480 円と決定いたしました。なお、上記 DCF 法による算定結果については、一定の仮定毎に将来予測を行っており結果にばらつきがあるため、参考情報として取り扱っております。本公開買付け価格は、対象者株式の名古屋証券取引所における平成 21 年 7 月 24 日の終値 395 円に対して約 21.52%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 7 月 24 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 352 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 36.36%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 7 月 24 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 313 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 53.35%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 7 月 24 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 320 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 50.00%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

2. 買付価格の公正性を担保するための措置について

対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の 1 つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者機関であるセレンディップ・コンサルティング株式会社（代表者：公

認会計士 高村徳康。以下「セレンディップ・コンサルティング」といいます。)より、対象者の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として対象者の株式価値に関する「株式価値算定報告書」を取得しております。

セレンディップ・コンサルティングは当該算定報告書において、対象者の株式価値を算定するにあり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、DCF法、類似会社比較法、及び市場株価法による分析を行いました。各手法における対象者1株当たりの算定結果と、総合評価は以下のとおりです。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を205円と算定しています。

類似会社比較法では、対象者と類似の事業を営む上場会社(上場類似会社)の市場株価と上場類似会社の財務諸表から得られる指標を比較し、当該指標を参考にして対象者の株価を評価することにより、株式価値の範囲を700円～819円と算定しています。

市場株価法では、対象者株価の算定基準日を平成21年7月22日として、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、及び1ヶ年の各期間の出来高加重平均値(VWAP)を基に、1株当たりの株式価値の範囲を317円～358円と算定しています。

総合評価としての対象者1株当たりの株式価値は、各算定方法から算出された1株当たりの株式価値を単純平均して407円～460円と算定しております。

対象者取締役会は、当該算定結果を参考に、買付け等の価格の妥当性について検討を重ねて参りました。

対象者の取締役会は、対象者及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである小川総合法律特許事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。対象者の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上につながるものであるか、取締役による恣意的な判断がなされないよう、意思決定過程における透明性、合理性が確保されているか、慎重に検討を行いました。

対象者は、平成21年7月27日開催の取締役会において、上記の算定結果を参考とした上で、小川総合法律特許事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、買付価格の妥当性や本公開買付けに関する諸条件について、対象者の財務状況、事業環境、株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的な価格による対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

本取引に関連して開催された対象者の取締役会においては、対象者の代表取締役会長である横山和幸氏及び代表取締役社長である横山卓幸氏は、公開買付者の株主兼代表取締役であり、利益相反の恐れがあることから、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成21年7月27日開催の対象者取締役会には、横山和幸氏及び横山卓幸氏以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。さらに、対象者の取締役会に出席した監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最低期間が20営業日であるところ30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主の皆様にも本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外が対象者株式への買付け等をす

る機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者との間で、他の買付者による対象者株式の買付けを阻害するような合意は存在しておらず、買付価格の適正性を客観的にも担保していると考えております。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,650,000 (株)	3,650,000 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (3,650,000 株) に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (3,650,000 株) 以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数、6,591,406 株です。これは、対象者が平成 21 年 7 月 14 日に提出した第 43 期第 1 四半期報告書に記載された平成 21 年 7 月 14 日現在の発行済株式総数 (13,430,000 株) から平成 21 年 7 月 14 日に提出した第 43 期第 1 四半期報告書に記載された平成 21 年 5 月 31 日現在の自己株式数 (17,892 株)、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている株式会社アサヒリオが保有する株式数 (4,124,970 株) 及び株式会社リオ横山ホールディングスが保有する株式数 (2,695,732 株) を控除した株式数です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	79,617個	(買付け等前における株券等所有割合 59.36%)
買付け予定の株券等に係る議決権の数	36,500個	(買付け等後における株券等所有割合 78.07%)
対象者の総株主等の議決権の数	134,079個	

(注1) 「買付け予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (3,650,000 株) に係る議決権の数を記載しています。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。ただし、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としていますが、株式会社アサヒリオ及び株式会社リオ横山ホールディングスからは本公開買付けに応募しない旨の同意を得ているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、株式会社アサヒリオが保有している対象者株式 4,124,970 株 (議決権の数: 41,249 個) 及び株式会社リオ横山ホールディングスが保有している対象者株式 2,695,732 株 (議決権の数: 26,957 個) についてのみ、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の分子に加算しています。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 21 年 7 月 14 日提出の第 43 期第 1 四半期報告書に記載された平成 21 年 2 月 28 日現在の総株主の議決権の個数です。また、単元未満株

式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成21年2月28日現在の総株主の議決権の数134,079個に、平成21年2月28日現在の単元未満株式数(4,300株)から平成21年5月31日現在の単元未満の自己株式数(92株)、本公開買付けに応募しない株式会社アサヒリオ保有の単元未満株式数(70株)及び株式会社リオ横山ホールディングス保有の単元未満株式数(32株)を控除した4,106株に係る議決権の数(41個)を加算し、134,120個として計算しています。

(注4) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大100%となります。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 1,752,000,000円

(注) 上記の買付代金は、買付予定数(3,650,000株)に1株あたりの買付価格を乗じた金額を記載しています。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、取得する可能性のある株券等の数の最大の数(13,412,108株)をすべて買付けた場合の買付代金は、6,437,811,840円となります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

② 決済の開始日
平成21年9月16日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した銀行口座へ送金致します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,650,000株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上になったときは、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含む。以下、「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第2号、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。以下、「府令」といいます。)第20

条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」という。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時 00 分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も直接間接を問わず、米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 7 月 28 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目 6 番 2 号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 21 年 7 月 27 日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件は妥当であると判断し、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断したため、本公開買付けに賛同することを決議しております。また、公開買付者は、対象者の代表取締役会長である横山和幸（所有株式数：582,058 株、株式所有割合：4.33%）及び代表取締役社長である横山卓幸（所有株式数：559,208 株、株式所有割合：4.16%）からは、その所有する全ての対象者株式について本公開買付けに応募する旨の同意を得ており、それぞれ平成 21 年 7 月 27 日付でその旨の「応募確認書」を取得しております。

(2) 投資家が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①対象者は、平成 21 年 7 月 27 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成 21 年 8 月 31 日を基準日とする中間配当及び株主優待を見送ることを決議しています。

以 上